

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

旧	新																												
<p>第2条（用語の定義） この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2</td> <td>デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下、ケーブルプラスSTBといたします。）</td> </tr> <tr> <td>2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス</td> <td>テレビ約款第35条（STB）に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」といたします。）</td> </tr> <tr> <td>3. 加入者</td> <td>当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>4. 提携事業者</td> <td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者</td> </tr> <tr> <td>5. コンテンツ</td> <td>当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>6. au ID</td> <td>KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下、ケーブルプラスSTBといたします。）	2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条（STB）に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」といたします。）	3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人	4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者	5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ	6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと	<p>第2条（用語の定義） この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2</td> <td>デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下、ケーブルプラスSTBといたします。）</td> </tr> <tr> <td>2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス</td> <td>テレビ約款第35条（STB）に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」といたします。）</td> </tr> <tr> <td>3. 加入者</td> <td>当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>4. 提携事業者</td> <td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JCOM株式会社が提携した事業者</td> </tr> <tr> <td>5. コンテンツ</td> <td>当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>6. au ID</td> <td>KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下、ケーブルプラスSTBといたします。）	2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条（STB）に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」といたします。）	3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人	4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JCOM株式会社が提携した事業者	5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ	6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと
用語	用語の意味																												
1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下、ケーブルプラスSTBといたします。）																												
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条（STB）に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」といたします。）																												
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人																												
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者																												
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ																												
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと																												
用語	用語の意味																												
1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下、ケーブルプラスSTBといたします。）																												
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条（STB）に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」といたします。）																												
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人																												
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JCOM株式会社が提携した事業者																												
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ																												
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと																												
<p>第5条（au IDの提供） ケーブルプラスSTBの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。 2. 加入者は、ケーブルプラスSTBを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB1台につき1個の「au ID」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証番号を設定していただきます。 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているケーブルプラスSTBの機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾いただきます。</p>	<p>ケーブルプラスSTBの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。 2. 加入者は、ケーブルプラスSTBを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB1台につき1個の「au ID」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証番号を設定していただきます。 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているケーブルプラスSTBの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することについて承諾いただきます。</p>																												
<p>第9条（免責） （略） 3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB（au ID提供）の使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を発行しているKDDI株式会社へ提供するものとします。</p>	<p>第9条（免責） （略） 3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB（au ID提供）の使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を発行しているKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供するものとします。</p>																												
<p>第11条（解約） 加入者は、ケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 2 加入者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。</p>	<p>第11条（解約） 加入者は、ケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 2. 加入者は解約の場合、第7条（ケーブルプラスSTBサービスの料金）の規定による利用料を含むすべての料金（解約月の月額利用料も含みます。）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。</p>																												
<p>附則 （施行期日） この改正規定は、2023年12月1日より施行します。</p>	<p>附則 （施行期日） この改正規定は、2024年1月1日より施行します。</p>																												